

株 主 各 位

東京都大田区蒲田五丁目37番1号
株 式 会 社 デ ィ ー バ
代表取締役社長 森 川 徹 治

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年9月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年9月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区蒲田五丁目37番1号
ニッセイアロマスクエア 3階 当社本店セミナールーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第13期（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第13期（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）計算書類承認の件
第2号議案 剰余金処分の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役4名選任の件
第5号議案 監査役1名選任の件
第6号議案 会計監査人選任の件
第7号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.diva.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

〔平成20年7月1日から
平成21年6月30日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、昨年9月以降の世界的な金融危機の影響により急速に景気が後退し、信用収縮をはじめとして、企業の急激な生産調整に伴う収益の悪化及び設備投資の抑制による雇用環境への影響など、きわめて厳しい状況で推移しました。

ソフトウェア・情報サービス産業におきましても、企業のIT投資に対する慎重な姿勢は一段と高まり、投資の抑制に加え、受注競争の激化等、経営環境は厳しい状況となっております。

このような状況の下、当社は企業におけるソフトウェアを利用する業務領域の拡大及び高度化・多様化するシステムへの要求並びに品質・価格・納期等に関する厳しい要請を含むお客様企業のニーズに対応することができる投資効果の高いシステムソリューションを提案・提供していくために、製品及びサービスを一体とした商品ラインナップの拡充、開発力の強化による競争力の向上に努めていく必要があるものと認識し、新たなシステム領域・事業基盤の創出に注力してまいりました。

このような環境の下、ソフトウェアによる経営情報の活用的高度化による企業競争力、連結経営の強化を支援するため、管理連結機能を強化したDivaSystem Version 9による大規模グループ及び先進的なグループ経営を実践されるお客様企業への提案・受注に注力するとともに、決算業務の更なる早期化及び決算情報の経営支援機能強化のために、情報収集モジュール等の販売を強化してまいりましたが、ライセンス販売は、急速に収縮する市場の影響を受ける結果となり、下期の売上高は減少傾向で推移いたしました。

なお、サービス分野においても、引続き大規模プロジェクトへの挑戦に積極的な取り組みを行っており、増収を確保しているものの、ライセンス販売の減少に伴う新規受注の減少等、売上高は伸び悩む状況となっております。

また、当事業年度は、市場を創造し、需要拡大を牽引すべく、商品力強化及びお客様企業への提供価値と品質をより向上させる投資等、当社の継続的な成長を支える将来への投資は慎重に選別の上、継続して実施してきた一方、

不要・不急の支出を抑え、経費削減及び投資効果による生産性の向上にも努めてまいりました。

この結果、平成21年6月末におけるDivaSystemご利用お客様数は587社となり、売上高は3,411百万円（前事業年度比 11.2%増）、経常利益は308百万円（同 15.3%減）、当期純利益は184百万円（同 10.2%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社は、組織に参加するメンバーの自己実現を支援し、変化の激しい市場環境に対して、適応能力の高い自立した組織による継続的な事業成長の実現を「100年企業の創造」と掲げ、最大の経営目標と設定しております。

また、当社は事業の存在意義を高めるため、業務領域を「連結経営」に特化することで、よりお客様の業務を理解したソフトウェア製品を基本としたプロフェッショナルサービスの開発、提供を行い、よりお客様に貢献できるビジネスソリューションカンパニーであることを目指しております。

そのため、人的資産を中心とした事業資産を持続的に発展させることを経営方針の基本とし、市場環境の変化とお客様ニーズに適切に対応し、事業の創造と継続的成長を実現する「グローバルベンチャー」に向けて以下の課題に積極的に取り組みを推進してまいります。

① グローバル連結経営システム市場の創造、発展と普及

連結財務諸表情報を構成する企業グループの経営情報の共有利用を前提とした予算編成・計画策定及びモニタリング機能を統合したグループ経営のPDC A（Plan Do Check Action）サイクルを実現、普及し、連結経営の高度化を支援するソリューションを「GCM（グローバル連結経営：Global Consolidated Management）」と定義し、お客様へ製品・サービス・運用支援を総合的に、信頼性のある高品質なビジネスソリューションとして提供できる体制を整備するとともに、市場の創造と牽引に努めてまいります。

1) 既存市場、顧客基盤の維持

- ・既存のお客様の継続利用及びグローバル連結経営を推進する製品とサービスの拡充による企業基盤の安定化、収益力基盤の向上。

2) 市場創造力の強化

- ・お客様（市場）ニーズごとに、さまざまな規模の案件を、よりきめ細かく対応できる営業提案及びソリューション提供活動組織の構築・運営による営業力、サービス力の向上。

- ・市場の変化に対してより柔軟に対応し、最先端の経験機会を増大し、かつ製品開発へのフィードバック及び開発力を向上させることを目的とした事業活動を推進することによる新たな事業の創造と成長の実現。
 - ・グローバル連結経営ソリューションの実現を高め、市場拡大を推進していくための展開力（発展と普及）の強化。
- ② 研究開発、製品開発投資の推進
- ・お客様（市場）ニーズに適切に対応した競争力ある製品の継続的開発、投入による商品の市場競争力向上。
 - ・業務の安定運用を確保する信頼性の高い高品質なソフトウェアの開発体制の強化・整備。
 - ・研究開発基盤及びソフトウェア開発力強化のため設立した子会社DIVA CORPORATION OF AMERICAの研究成果（投資効果）の実現。
 - ・ライセンス販売比率の向上、ライセンスの既存顧客への販売比率の向上。
- ③ 収益力向上及びコスト構造の適正化
- ・製品ラインナップの充実及びサービス業務の一層の標準化、プロジェクト管理機能の向上・高度化による品質・生産性の向上。
 - ・蓄積されたノウハウを基にした標準化された付加価値の高いサービスの提供による環境の変化に耐えうる収益力の実現及び収益に対応するコスト構造の適切化。
 - ・間接業務の効率化、IT化推進による組織基盤の強化。
- ④ 組織力の向上
- 上記課題に取り組んでいくために、事業推進に有効となる組織体制の構築について次のとおり努めてまいります。
- 1) 事業実行力を高める組織体制
少人数組織により、組織拡大による事業関与の希薄化を防ぎ、お客様ニーズに敏感かつ、主体的なソリューションの開発、提供に取組むベンチャー精神旺盛な事業活動を推進するために経営の分業化を実現。
 - 2) 事業開発力を高める組織体制
新規事業領域専任組織を設置し、新事業立上げにチャレンジできる環境を整え、事業創造活動の推進を実現。
 - 3) 商品開発力を高める組織体制
製品品質及びサービスコンテンツ開発の専任体制により、商品全体の開発力を高める。また、グローバル視点から新技術の開発に対する継続投資を行い、新事業創造への基盤準備を進める商品開発のC & D（Connect & Development）推進を実現。

また、組織力向上の前提となる次の事項へは、継続的な取り組みを行うこととしております。

- ・ 事業を推進していく人財の確保及び育成の強化。
- ・ 適正人員構成比率、適正構成人件費率の実現。
- ・ 当社行動指針の徹底とともにコンプライアンス、企業の社会的責任を意識した行動及びお客様情報を含む情報管理の徹底。

以上により、顧客満足度の向上とともに当社のブランド力創造に努めていく所存であります。

(3) 設備投資の状況

- ① 当事業年度の設備投資の総額 79,540千円（無形固定資産を含む）
- ② 当事業年度に完成した主要な設備投資
東京本社 新社内システムの構築（顧客情報管理）
I T機器への投資
- ③ 当事業年度において継続中の主要な設備の新設、拡充
東京本社 新社内システムの構築（見積・受注管理）

(4) 資金調達 の 状 況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うことを目的として、主要取引金融機関と極度金額10億円のコミットメントライン（特定融資枠）契約を締結しております。

なお、当事業年度におけるコミットメントラインの利用はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第10期		第11期		第12期		第13期(当事業年度)	
	自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日	自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日	自 平成18年7月1日 至 平成19年6月30日	自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年7月1日 至 平成20年6月30日	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日
売 上 高(百万円)	2,046	2,518	2,518	3,068	3,068	3,411	3,411	3,411
経 常 利 益(百万円)	159	344	344	364	364	308	308	308
当 期 純 利 益(百万円)	89	200	200	205	205	184	184	184
1株当たり当期純利益 (円)	46,147.53	19,833.55	19,833.55	18,676.90	18,676.90	16,440.69	16,440.69	16,440.69
総 資 産(百万円)	1,723	2,270	2,270	2,579	2,579	2,447	2,447	2,447
純 資 産(百万円)	586	962	962	1,159	1,159	1,335	1,335	1,335
1株当たり純資産額 (円)	301,005.31	89,650.57	89,650.57	105,087.70	105,087.70	117,830.21	117,830.21	117,830.21

(注) 第11期：平成18年9月27日付で株式分割（1：5）を実施しております。

(6) 主要な借入先及び借入額（平成21年6月30日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	11百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	7百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2百万円

(7) 主要な事業内容（平成21年6月30日現在）

DivaSystem（連結会計・経営システム）の開発、販売、導入支援、保守
連結会計に関するセミナー、実務講座の開催

(8) 主要な営業所 (平成21年6月30日現在)

東京本社 東京都大田区蒲田五丁目37番1号
大阪オフィス 大阪府大阪市北区堂島二丁目4番27号
名古屋オフィス 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目26番8号

(9) 従業員の状況 (平成21年6月30日現在)

従業員数 218名 (前事業年度末比 31名増)
派遣スタッフ 13名 (前事業年度末比 1名増)
常駐協力会社社員 25名 (前事業年度末比 27名減)
従業員平均勤続年数 3.6年

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
DIVA CORPORATION OF AMERICA	100,000 USD	100.0%	ソフトウェアの研究開発

(注) ビジネスアプリケーションにおける先端技術の研究及びソフトウェア開発基盤の強化を目的として、平成20年10月1日に設立しております。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成21年6月30日現在）

- | | |
|--------------|---------|
| ① 発行可能株式総数 | 38,940株 |
| ② 発行済株式の総数 | 11,335株 |
| ③ 株主数 | 609名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

大株主	持株数（株）	持株比率（%）
森川徹治	3,850	33.97
ディーバ従業員持株会	1,416	12.49
野城剛	714	6.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	670	5.91
株式会社オービックビジネスコンサルタント	500	4.41
森川敬之	350	3.09
和田成史	195	1.72
松原聡	160	1.41
小峰俊之	160	1.41
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金特金口）	150	1.32

⑤ その他株式に関する重要な事項

新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は300株増加しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年6月30日現在）

新株予約権の数	80個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 400株 (新株予約権 1個につき 5株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 40,000円
新株予約権の行使期間	自 平成17年12月25日 至 平成25年12月24日

当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式数	保有する者の人数
当社取締役	80個	400株	1名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

- ① 取締役及び監査役に関する事項（平成21年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 川 徹 治	
取 締 役	野 城 剛	財務担当
取 締 役	沖 野 元 司	事業担当
取 締 役	村 瀬 協 吾	業務推進、BPR (Business Process Reengineering) 担当
取 締 役	川 本 一 郎	サービス、ERM (Enterprise Risk Management) 担当
常 勤 監 査 役	市 川 明 彦	
監 査 役	鈴 木 邦 男	有限会社ケイ・エス・マネジメント 代表取締役

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

平成20年9月25日開催の第12期定時株主総会における異動は次のとおりとなっております。

就任 取締役 川本一郎（新任）

2. 監査役 鈴木邦男氏は、社外監査役であります。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計		摘 要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
固 定 枠 報 酬	名 5	千円 98,400	名 2	千円 14,000	名 7	千円 112,400	株主総会決議による取締役報酬限度額：年額150,000千円 株主総会決議による監査役報酬限度額：年額 30,000千円
変 動 枠 報 酬 (業績連動賞与)	5	30,550	—	—	5	30,550	(注) 2
(うち、社外役員)	(—)	(—)	(1)	(4,000)	(1)	(4,000)	—
計		128,950		14,000		142,950	—

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 平成20年9月25日開催の株主総会において決議された平成21年6月期の取締役変動枠報酬（業績連動賞与）の内容

下記方法に基づき算定のうえ、支給いたします。

- 1) 税引前当期純利益（損益計算書の税引前当期純利益）が3億円に達するまでは、税引前当期純利益に10.183%を乗じた金額を取締役報酬の変動枠といたします。
- 2) 税引前当期純利益（損益計算書の税引前当期純利益）が3億円から4億円までの範囲については、変動枠の計算はいたしません。
- 3) 税引前当期純利益（損益計算書の税引前当期純利益）が4億円を超えた場合、当該超えた金額に1.7%を乗じた金額を取締役報酬の変動枠といたします。
- 4) 前項で計算された変動枠金額を代表取締役2.75：取締役各1：新任取締役0.36で分配いたします。
- 5) 上限は、各人13,750千円といたします。

以上、取締役報酬に事前に変動枠を設定することにより、利益の増加にあわせて取締役報酬の変動枠が、ゼロ円から68,750千円まで変動することにより、取締役の業績責任を明確にするものであります。

③ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

監査役 鈴木邦男氏は、有限会社ケイ・エス・マネジメントの代表取締役を兼務しております。

なお、当社は有限会社ケイ・エス・マネジメントと取引関係はありません。

2) 社外役員の実動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	鈴 木 邦 男	当事業年度に開催された取締役会20回のうち17回に出席しているほか、毎週開催される部長会へも出席しており、事業の執行状況について報告を聴取しており、必要な助言、発言を適宜行っております。

貸借対照表

(平成21年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,954,321	流 動 負 債	906,648
現金及び預金	1,367,195	買掛金	19,290
売掛金	450,342	1年内償還予定の社債	20,000
仕掛品	58,960	1年内返済予定の長期借入金	21,687
前払費用	37,372	リース債務	50,433
未収入金	32,840	未払金	94,013
繰延税金資産	7,058	未払費用	33,093
その他	551	未払法人税等	18,116
固 定 資 産	492,795	未払消費税等	36,578
有 形 固 定 資 産	160,466	前受金	11,419
建物	94,540	預り金	56,653
減価償却累計額	△ 67,677	前受収益	543,560
工具、器具及び備品	314,076	受注損失引当金	1,800
減価償却累計額	△ 180,473	固 定 負 債	204,863
無 形 固 定 資 産	63,490	社債	115,000
商標権	316	リース債務	86,955
ソフトウェア	62,578	繰延税金負債	2,908
その他	595	負 債 合 計	1,111,511
投資その他の資産	268,838	(純資産の部)	
関係会社株式	10,711	株 主 資 本	1,335,383
長期前払費用	57,668	資本金	280,400
敷金・保証金	174,933	資本剰余金	217,200
保険積立金	25,525	資本準備金	217,200
資 産 合 計	2,447,116	利 益 剰 余 金	837,783
		利益準備金	374
		その他利益剰余金	837,408
		プログラム等準備金	47,825
		繰越利益剰余金	789,583
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	222
		繰延ヘッジ損益	222
		純 資 産 合 計	1,335,605
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,447,116

損 益 計 算 書

〔平成20年7月1日から
平成21年6月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,411,334
売 上 原 価		1,548,096
売 上 総 利 益		1,863,238
販売費及び一般管理費		1,544,150
営 業 利 益		319,088
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	2,153	
有価証券利息	418	
その他の	0	2,572
営 業 外 費 用		
支払利息	7,305	
支払手数料	5,638	
株式交付費	66	
その他の	225	13,235
経 常 利 益		308,424
税引前当期純利益		308,424
法人税、住民税及び事業税	104,000	
法人税等調整額	19,718	123,718
当 期 純 利 益		184,706

株主資本等変動計算書

〔平成20年7月1日から〕
〔平成21年6月30日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利益剰余金計 合	
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益剰余金			
				プログラム等 準備金	繰越利益 剰余金			
平成20年6月30日残高	274,400	211,200	211,200	374	79,067	594,600	674,042	1,159,642
事業年度中の変動額								
新株の発行	6,000	6,000	6,000					12,000
プログラム等 準備金の取崩					△31,242	31,242	-	-
剰余金の配当						△ 20,966	△ 20,966	△ 20,966
当期純利益						184,706	184,706	184,706
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	6,000	6,000	6,000	-	△31,242	194,982	163,740	175,740
平成21年6月30日残高	280,400	217,200	217,200	374	47,825	789,583	837,783	1,335,383

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年6月30日残高	-	-	1,159,642
事業年度中の変動額			
新株の発行			12,000
プログラム等 準備金の取崩			-
剰余金の配当			△ 20,966
当期純利益			184,706
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	222	222	222
事業年度中の変動額合計	222	222	175,962
平成21年6月30日残高	222	222	1,335,605

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

なお、資産に計上しているリース物件（リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るもの）についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

主たる耐用年数 建物 5年
工具、器具及び備品

2年から8年

(2) 無形固定資産

① 商標権

定額法

償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 市場販売目的のソフトウェア

見込販売可能期間（3年）内における見込販売収益に基づく償却

③ 自社利用ソフトウェア

定額法

耐用年数については、社内における利用可能期間（3年から5年）としております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額を費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における貸倒引当金の残高はありません。

- (2) 受注損失引当金 受注契約に係る案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
5. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。
また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当事業年度に適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
- ① ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
- ② ヘッジ手段…外貨預金
ヘッジ対象…外貨建債務の予定取引
- (3) ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。なお、契約は特例処理の要件を満たすヘッジ手段のみ締結することとしております。
また、為替変動リスクを回避する目的で外貨預金を利用しております。利用については実需の範囲内で行うこととし、投機目的の取引は行わない方針であります。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。
外貨預金についてもヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため、決算日における有効性の評価を省略しております。
6. その他計算書類作成のための基本となる事項
- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税は税抜方式によっております。

7. 会計方針の変更

たな卸資産

当事業年度から、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しており、主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算出しております。

なお、この変更による損益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

(1) 営業取引による取引高	
仕入高	38,330千円
(2) 営業取引以外の取引高	1,513千円

2. 一般管理費に含まれる研究開発費	221,674千円
--------------------	-----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	11,035株	300株	一株	11,335株

(注) 発行済株式の総数の増加

新株予約権の行使による増加 300株

2. 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年9月25日の第12期定時株主総会において、次のとおり決議されております。

① 配当金の総額	20,966千円
② 配当金の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	1,900円
④ 基準日	平成20年6月30日
⑤ 効力発生日	平成20年9月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成21年9月25日の第13期定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

① 配当金の総額	23,803千円
② 配当金の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	2,100円
④ 基準日	平成21年6月30日
⑤ 効力発生日	平成21年9月28日

4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 普通株式 400株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税否認	3,281千円
未払事業所税否認	2,335千円
受注損失引当金否認	732千円
その他	709千円

繰延税金資産（流動）計 7,058千円

繰延税金資産（固定）

減価償却費損金算入限度超過額 30,069千円

繰延税金負債（固定）

プログラム等準備金	32,824千円
繰延ヘッジ損益	152千円

繰延税金負債（固定）の純額 2,908千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

重要な取引の該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	117,830.21円
2. 1株当たり当期純利益	16,440.69円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監査役の監査報告

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び従業員等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討を加えました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成21年9月1日

株式会社ディーバ

常勤監査役 市川明彦 ㊞

監査役 鈴木邦男 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 第13期（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）計算書類承認の件

議案は、前記提供書面（12頁から19頁まで）に記載のとおりとすることにつきご承認をお願いするものであります。

計算書類の承認に関する取締役会の意見の内容の概要

計算書類は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているものと認めます。

第2号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第13期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2,100円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、23,803,500円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年9月28日といたしたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第6条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として、定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

また、株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規則の中で定めることを明確にするため、現行定款第9条において所要の変更を行うものであります。

- (2) 当社は、第13期（平成21年6月期）末現在、会社法第2条第6号に定める大会社には該当していませんが、上場企業として行動規範の遵守及びコーポレートガバナンスの強化を図るため、監査役会及び会計監査人の設置について新たに定めるものであり、これに対応するため所要の変更を行うものであります。

なお、変更には監査役が期待される役割を十分に発揮でき、有用な社外監査役を迎えることができるよう、取締役会決議によって監査役の責任を法令の範囲内で免除できる旨及び会社法第427条第1項の定めに基づく責任限定契約に関する規定の新設が含まれております。

- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更、その他の条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第6条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p>第7条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (条文省略) 2. (条文省略) <u>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿、及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社が<u>発行する株券の種類並びに株主名簿、新株予約権原簿、及び株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>第6条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第7条 (現行どおり) 2. (現行どおり) (削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項及び本定款に定める<u>他</u>、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする<u>ことができる</u>。</p> <p>第11条～第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>(監査役の設置)</p> <p>第28条 当社は監査役を置く。</p> <p>第29条～第31条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項及び本定款に定める<u>ほか</u>、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする<u>ことができる</u>。</p> <p>第10条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第27条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>第28条～第30条 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第32条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第35条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p><u>第36条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置)</p> <p><u>第37条 当社は、会計監査人を置く。</u> (会計監査人の選任)</p> <p><u>第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> (会計監査人の任期)</p> <p><u>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算 第33条～第35条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第41条～第43条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	森川 徹治 (昭和41年2月23日生)	平成2年4月 プライスウォーターハウス コンサルタント(株) 入社 平成9年5月 当社設立 代表取締役社長 (現在に至る)	3,850株
2	野城 剛 (昭和36年1月6日生)	昭和60年10月 青山監査法人 入所 平成元年4月 公認会計士 開業登録 平成元年7月 三洋ファイナンス(株) 入社 平成10年2月 当社入社 平成12年6月 当社管理本部長 平成13年9月 当社取締役 財務担当 (現在に至る)	714株
3	沖野 元司 (昭和37年9月20日生)	昭和60年4月 (株)R I Vアド・アソシエイツ 入社 平成10年7月 朝日 I T ソリューション(株) 入社 平成13年1月 当社入社 平成18年7月 当社営業・ソリューション本 部長 平成18年9月 当社取締役 営業・サービ ス担当 平成21年7月 当社取締役 事業開発担当 (現在に至る)	6株
4	川本 一郎 (昭和42年6月15日生)	平成3年4月 建設省 入省 平成11年4月 アクセンチュア(株) 入社 平成17年9月 (株)アイライン 入社 平成20年7月 当社入社 平成20年9月 当社取締役 サービス担当 平成21年7月 当社取締役 事業担当 (現在に至る)	5株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役1名選任の件

当社は、第13期（平成21年6月期）末現在、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、上場企業として行動規範の遵守及びコーポレートガバナンスの強化を図るため、監査体制の一層の充実を目的として、監査役会を設置するため、会社法第335条第3項の規定により新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第3号議案が承認可決されることを条件としております。

また、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
清水貴之 (昭和39年11月6日生)	昭和62年4月 不動産ニュース㈱（現 アットホーム㈱）入社 平成2年10月 英和監査法人（現 あずさ監査法人）入所 平成8年12月 朝日アーサーアンダーセン㈱（現 ブライスウォーターハウスクーパースコンサルタンツ㈱）入社 平成19年10月 清水貴之公認会計士事務所開業 所長（現在に至る）	1株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 清水貴之氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任の理由について

清水貴之氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を持ち、会社の財務・法務に精通しており、これまで多くの会計・経営及びこれらに係るコンサルティングに携わられており、会社経営に関して十分な見識を有しておられることから、当社の経営環境及び事業方針を十分に理解した上で、会計専門家の立場から経営判断及びその意思決定の過程において有用な助言を含め、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、有用な社外監査役を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定め、第3号議案の承認可決を条件として、清水貴之氏とは、選任後、会社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約の概要は次のとおりであります。

「当社は、清水貴之氏と会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、その賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。」

第6号議案 会計監査人選任の件

当社は、第13期（平成21年6月期）末現在、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、上場企業として行動規範の遵守及びコーポレートガバナンスの強化を図るため、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第3号議案が承認可決されることを条件としております。

また、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任監査法人トーマツ	
事 務 所	主たる事務所	東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル
	その他の事務所	(国内) 札幌、仙台、盛岡、新潟、さいたま、千葉、横浜、長野、金沢、富山、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、松江、高松、松山、福岡、大分、熊本、鹿児島、那覇 (海外) Deloitte Touche Tohmatsu 駐在員派遣 約40都市
沿 革	昭和43年5月	等松・青木監査法人 設立。
	平成2年2月	監査法人トーマツに名称変更。国際会計事務所組織であるデロイト トウシュ トーマツに主要構成事務所として参加。
	平成21年7月	有限責任監査法人への移行に伴い、法人名を有限責任監査法人トーマツに変更。
概 要	関与会社数 (平成20年9月30日現在)	3,974社
	資 本 金 (平成21年7月1日現在)	633百万円
	構 成 人 員 (平成21年3月31日現在)	5,990名
	(内訳) 社員 (公 認 会 計 士)	551名
	特定社員	58名
	職員 (公 認 会 計 士)	1,695名
	(会 計 士 補)	608名
	(その他専門職員)	2,576名
	(事 務 職 員)	502名

(注) 構成人員については、次のとおりとなっております。

- ① 関係会社のパートナーを含んでおります。
- ② 海外駐在員を含んでおります。
- ③ その他専門職員には、公認会計士試験論文試験合格者 (1,640名)、公認会計士試験論文試験科目合格者及び短答式試験合格者 (193名) が含まれております。

第7号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）は、平成13年9月27日開催の第5期定時株主総会及び平成19年9月26日開催の第11期定時株主総会において、固定枠として年額150百万円以内とご決議いただき今日に至っております。

会社法の施行及び役員賞与に関する会計基準の変更に伴い、取締役に対する役員賞与を法人税法の計算上損金算入するため、第12期（平成19年7月1日から平成20年6月30日まで）より、取締役の報酬額を固定枠と業績に連動した変動枠（業績連動賞与分）に分離いたしました。

第14期（平成21年7月1日から平成22年6月30日まで）におきましても取締役の報酬額を固定枠と変動枠（業績連動賞与分）からなる報酬体系を実施したく存じます。

なお、固定枠については従来どおり年額150百万円以内とし、取締役賞与に相当する変動枠の算定方法は、下記のとおりといたしたいと存じます。

① 業績連動の計算方法

- 1) 税引前当期純利益（損益計算書の税引前当期純利益）が320百万円に達するまでは、税引前当期純利益に8.750%を乗じた金額を取締役報酬の変動枠とする。
- 2) 税引前当期純利益（損益計算書の税引前当期純利益）が320百万円から400百万円までの範囲については、320百万円を超える部分の変動枠の計算はしない。
- 3) 税引前当期純利益（損益計算書の税引前当期純利益）が400百万円を超えた場合、当該超えた金額に2.054%を乗じた金額を取締役報酬の変動枠とする。

② 前項で計算された変動枠金額を全取締役に対して、第14期中に支払った報酬月額の内訳額の割合で分配する。

③ 上限は各人13,750千円とする。

なお、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名となり、全員が変動枠の支給対象となる取締役となります。

以上、取締役報酬に事前に変動枠を設定することにより、利益の増加にあわせて取締役報酬の変動枠がゼロ円から総額55,000千円まで変動することにより、取締役の業績責任が明確になるものと考えております。

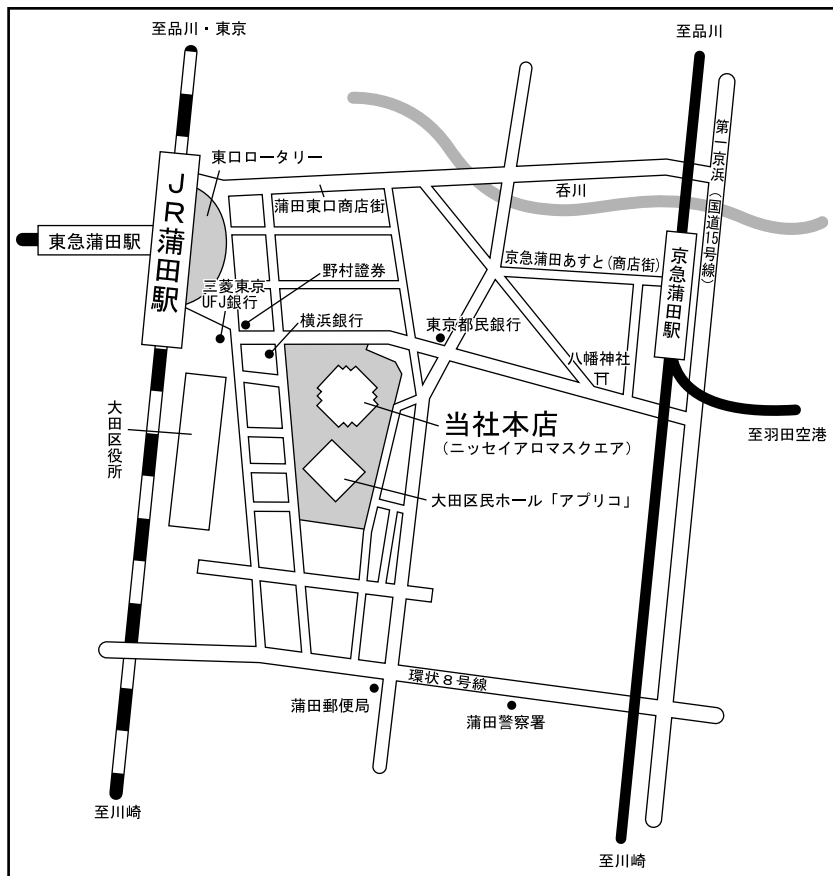
以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

場所：東京都大田区蒲田五丁目37番1号
ニッセイアロマスクエア 3階
当社本店セミナールーム



[交通のご案内]

- ◇ JR京浜東北線「蒲田駅」東口より徒歩3分
- ◇ 東京急行「蒲田駅」より徒歩5分
- ◇ 京浜急行「京急蒲田駅」西口より徒歩7分